

# **市町村等事例報告資料**

- ・石川県小松市
- ・千葉県千葉市
- ・愛媛県松山市
- ・大阪市

**石川県 小松市**

## 母子家庭自立支援連携モデル事業経過報告書

自治体名 石川県小松市

1 事業名	母子家庭自立支援連携モデル事業												
2 事業実施の理由	生活全般にわたる相談・指導及びハローワーク等関係機関との連携をとりながら就業の啓発と情報提供を図ることにより母子家庭の社会的自立の促進を図る。												
3 事業実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労・福祉情報の提供、助言指導を行う母子自立支援員を市役所内に2名配置</li> <li>・ハローワークと連携した求人情報を提供する為に市役所内にパソコンの閲覧コーナーを設置。小松市役所のホームページから検索。</li> <li>・就労支援情報や福祉情報を提供する為のリーフレット 「あなたの再スタート応援します」を毎年作成。 保育所や課の窓口で配布。</li> <li>・市役所内に相談コーナーを整備。</li> <li>・コミュニティFM「ラジオこまつ」でハローワーク求人情報を提供。 平成14年3月～15年3月 (火・木の昼時間の10分程度)</li> <li>・ケーブルテレビ「テレビ小松」で母子家庭に関する福祉情報を提供。 (保育所・学童保育・ファミリーサポートセンター・児童扶養手当…等) 平成14年4月～15年3月 毎日放映</li> <li>・ハローワークとの連絡会議の開催。</li> <li>・情報収集や交換の為の視察。</li> </ul>												
4 実施時期	平成14年1月1日～												
5 総事業費	13年度 2,500千円 14年度 5,000千円												
6 成果	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">相談者数</td> <td style="width: 30%;">110名</td> <td style="width: 40%;">(14年1月～15年3月)</td> </tr> <tr> <td>パソコン利用者数</td> <td>40名</td> <td>(14年2月～15年3月)</td> </tr> <tr> <td colspan="3">ハローワークを紹介した中で、10名(本人報告)の方から就職決定の報告有り。</td> </tr> <tr> <td colspan="3">就労相談の中から、生活の悩み、子育ての悩みに発展する場合もある。</td> </tr> </table>	相談者数	110名	(14年1月～15年3月)	パソコン利用者数	40名	(14年2月～15年3月)	ハローワークを紹介した中で、10名(本人報告)の方から就職決定の報告有り。			就労相談の中から、生活の悩み、子育ての悩みに発展する場合もある。		
相談者数	110名	(14年1月～15年3月)											
パソコン利用者数	40名	(14年2月～15年3月)											
ハローワークを紹介した中で、10名(本人報告)の方から就職決定の報告有り。													
就労相談の中から、生活の悩み、子育ての悩みに発展する場合もある。													
7 問題点	就労の情報を知るだけで、申請できることや市役所で話したことが、ハローワークの面接の簡素化に繋がらないことの不満の声がある。												

8 改善

ハローワークでは、プライバシーの保護ということで、女性を45歳以上と45歳以下に分けて担当官と面接。(母子家庭を確認する場面が無い)  
ハローワークで、やりたい仕事が見付かった時、母子家庭としてのアドバイスを受けたい希望者、又求人情報が欲しい方のみに連絡票を記入してもらう。  
連絡票は本人が持ち、担当官との面接時に提出。  
又、連絡票のコピーを自立支援員が綴り、本人の希望に近い求人情報にあった場合本人に連絡し、ハローワークへいくことを勧める。  
連絡票を持参することで、ハローワークとの連携を深めると共に、本人の就労意識を高める。

NO

## 小松市母子家庭自立支援連絡票

小松公共職業安定所様

受付日	平成 年 月 日					
相談者氏名				生年月日		歳
住 所				電話番号		
家族構成	人数	人	扶養児童 年 令	歳	歳	歳
職歴						
免許・資格						
希望する 職業	① 専門的・技術的職業      ② 管理的職業      ③ 事務的職業 ④ 販売の職業      ⑤ サービスの職業      ⑥ 保安の職業 ⑦ 農林漁業の職業      ⑧ 運輸・通信の職業      ⑨ 生産工程、労務					
その他						

小松市役所児童家庭課  
24-8057  
担当者

**千葉県 千葉市**

# **母子家庭自立支援連携モデル事業の概要**

## **【1. 制度の目的】**

母子家庭の自立を図るために、早期の段階においての支援が重要であり、母親自身の精神的安定と自立意欲の助長、就労意欲の醸成を図ることが必要である。

こうした観点から、母子家庭の初期把握が可能な児童扶養手当申請の際に、生活全般にわたる相談や経済的自立を図るために必要な就労環境の調整や就労に関する情報の提供、千葉公共職業安定所（ハローワーク）を利用する母子世帯の母親への福祉情報の提供など、市民に身近な市とハローワークが連携し、母子家庭の求めと必要に応じたきめ細かな対応と自立の促進を図ることとする。

## **【2. 実施時期】 平成14年1月～**

## **【3. 事業内容】**

①ハローワーク等から求人情報や職業能力開発に係る情報の提供を受け、また、インターネットにより相談窓口での即時案内を行う。

②千葉市母子家庭自立支援連絡会議の設置

- ・本市における母子世帯の状況、求人・求職状況、職業能力開発施設の職業訓練などの現状把握
- ・各種求人情報の提供システムについての検討
- ・その他就労支援に関する情報の提供促進など

③母子家庭自立支援検討会の設置

個別のケースを検討し、自立困難なケースについては、必要に応じ適切な支援を行う。

## **【4. 実施体制】**

母子家庭自立支援員の配置

- ・非常勤嘱託職員を3区の福祉事務所に配置する。  
(月15日勤務 9:00～15:30)
- ・インターネット用パソコンの配置を3区の福祉事務所に配置する

## **【5. 実施場所 母子家庭自立支援員の配置場所】**

配置する福祉事務所の組み合わせは、中央区・稲毛区、花見川区・美浜区、若葉区・緑区とする。なお、自立支援員は2区を担当し、常駐しない区に利用者が訪れた場合は電話FAXにより対応する。

平成14年6月より2福祉事務所に週2日ずつ勤務。

## 母子家庭自立支援連携モデル事業の実績

### 1 千葉市母子家庭自立支援連絡会議等の開催

開 催 年 月 日	議 題 等
平成 13 年度 第 1 回連絡会議 2002/ 2/13	千葉市母子家庭自立支援連絡会議の設置について 千葉市母子家庭自立支援検討会の設置について 千葉市母子家庭の現状について
平成 13 年度 第 1 回検討会 2002/ 2/26	千葉市母子家庭自立支援検討会の設置について
第 2 回検討会 2002/ 3/26	個別ケース検討
平成 14 年度 第 1 回検討会 2002/ 5/28	求職者数の把握について 特定求職者雇用開発助成金について
第 2 回検討会 2002/ 6/25	児童扶養手当制度改正の概要について 個別ケース検討
第 3 回検討会 2002/ 7/30	広報について 個別ケース検討
第 4 回検討会 2002/ 8/27	ハローワークインターネットサービスについて 個別ケース検討
第 5 回検討会 2002/ 9/24	広報について 個別ケース検討
第 6 回検討会 2002/10/29	職業訓練の受講について 個別ケース検討
第 7 回検討会 2002/11/26	アンケートの実施について 個別ケース検討
第 8 回検討会 2002/12/18	アンケートの結果について 母子家庭等就業・自立センター事業について 広報について
第 9 回検討会 2003/1/28	アンケートの実施について 個別ケース検討
第 10 回検討会 2003/2/25	母子家庭等就業・自立センター事業について 相談件数について 合同面接会について
第 11 回検討会 2003/3/25	合同面接会結果について 母子家庭等就業・自立センター事業について

## 千葉市母子家庭自立支援員による相談件数等(H14. 1~H15. 3)

H15.3.31  
子育て支援課

月	1		2		3		4		5		6		7		8		9		10		11		12		1		2		3		合計	
	相談	連絡票	相談	連絡票																												
中央 区	11	10	14	13	8	1	10	4	7	3	4	2	6	5	4	3	8	3	6	3	1	3	0	3	6	1	7	1	98	50		
花見川 区	7	1	10	5	13	5	12	8	11	3	6	3	3	2	6	4	2	1	2	1	4	1	0	4	6	3	3	0	90	39		
稻毛 区	3	1	3	0	4	4	2	1	0	0	2	1	2	1	3	3	2	3	2	3	1	5	0	3	3	1	1	1	39	24		
若葉 区	11	10	12	7	21	13	11	10	5	3	6	6	2	3	3	2	5	1	4	6	3	2	6	7	7	2	1	106	76			
緑 区	5	5	2	1	3	1	2	2	2	1	1	0	1	0	5	4	0	6	4	3	3	2	5	2	8	4	4	50	32			
夷 浜 区	10	2	4	2	2	1	1	1	1	0	5	3	7	5	6	3	3	2	3	4	3	2	1	0	6	1	0	58	26			
合 計	47	29	45	28	51	25	38	26	26	11	24	15	21	15	27	20	17	9	25	15	22	13	13	23	13	35	27	8	441	247		

(様式第5号)

## 母子家庭自立支援連携モデル事業連絡票

ハローワーク 様

受付日	平成 年 月 日						
相談者氏名	様		性別	男・女	年齢	歳	
扶養児童	人数	人	年齢	歳,	歳,	歳,	歳
児童扶養手当	1. 未申請 2. 申請中 3. 受給中（含全部停止）						
求職条件	希望する職業	1. 専門的・技術的職業 2. 管理的職業 3. 事務的職業 4. 販売の職業 5. サービスの職業 6. 保安の職業 7. 農林漁業の職業 8. 運輸・通信の職業 9. 生産工程、労務					
	就業形態	1. 一般 2. パート					
	希望月給（時給）	円					
	その他の						
整理番号	—						

千葉市 福祉事務所

職名 母子家庭自立支援員 氏名

TEL  
FAX

## 千葉市の児童扶養手当受給資格者数(全部支給停止を含む)

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
児童扶養手当受給資格者数	3,755	4,240	4,621	4,994	5,308	5,702
児童扶養手当受給者数	3,557	3,611	3,996	4,358	4,678	5,072
世帯数	335,866	343,036	350,783	357,045	364,450	372,069
人口	863,742	871,233	880,657	887,883	895,836	905,206

※世帯数・人口は、各年度末(3月31日)現在の住民基本台帳及び外国人登録による。

**愛媛県 松山市**



# **ブロードバンド時代の新たな在宅就労ビジネスモデル コミュニティ・オフィスと在宅就労**

— 115 —

社会的弱者のための在宅就労支援拠点  
**地域ＩＴ活用就労支援センター**

松山市 産業経済部 地域経済課

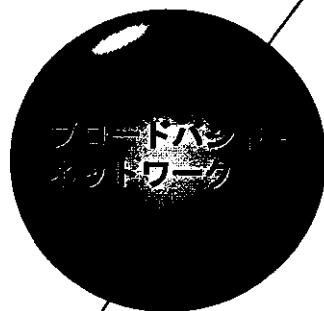
主幹 竹村 奉文

E-mail:[tomtake@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:tomtake@city.matsuyama.ehime.jp)

TEL 089-948-6547(直通)

### 在宅就労の将来性とその背景は？

在宅就労は決して新しいものではない。しかし、光ファイバーを中心とするブロードバンド・ネットワーク時代の到来は、それを大きく様変りさせる可能性がある。また、自宅でしか就労できなかった人たちにとっては、就労機会のまたとない契機になる。



#### 光ファイバー網の特性

大量のデータを超高速に送受信できるとともに、即時的に双方向で情報のやりとりができる。

#### 国の在宅就労への取り組み

国は「e-Japan計画」で光ファイバーの整備後の有効活用として「在宅就労」の普及も掲げている。

#### 新たな在宅就労業務市場の誕生

G I Sデータ入力、ホームページ作成、CG加工等の大量データのやり取りを必要とする分野が有望。また、テレマーケティングサービスのように国内でないとできない分野も有望。

#### 企業メリット

家賃等の固定費の圧縮に人件費の低コスト化が図られれば市場性は高い。

#### 松山市の整備状況

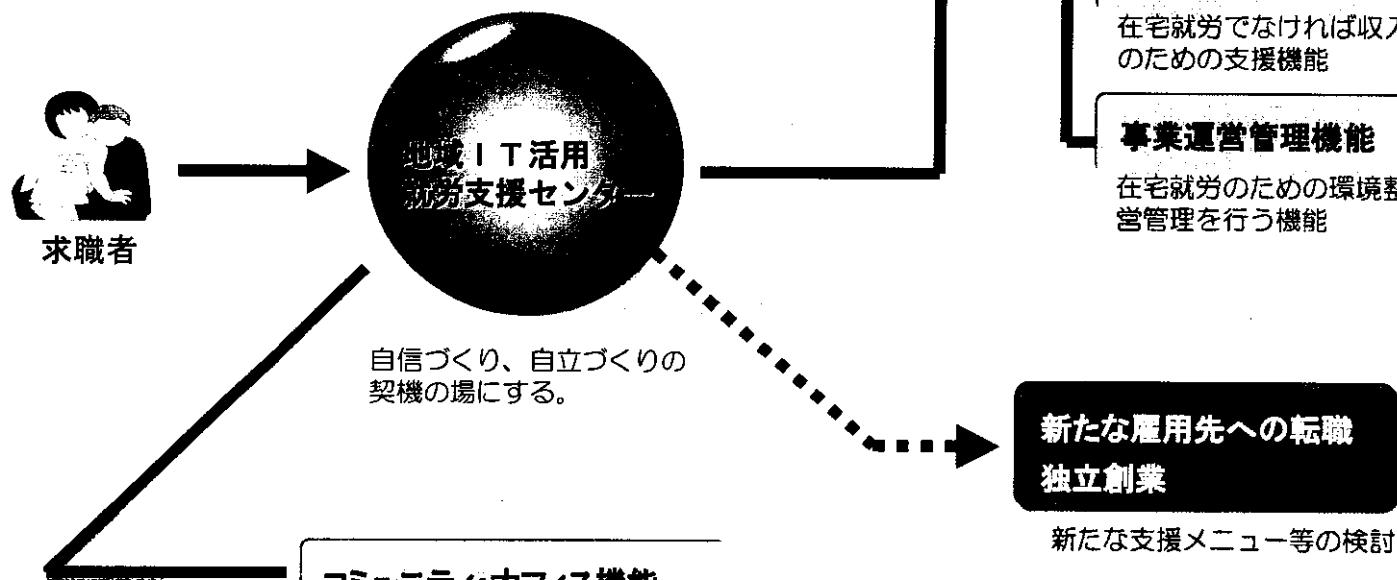
本市では平成16年度末までに市内全域に光ファイバーが整備される見込みである。

#### 全国の整備状況

国は「e-Japan計画」で全国に光ファイバーを積極的に整備する方向である。

### 地域ＩＴ活用就労支援センターとは？

在宅就労を継続的に進めるためには、仲介機能が不可欠である。そこで、「地域ＩＴ活用就労支援センター」を設立することで、在宅就労者（「ワーカー」という。）を支援する。また、同センターの役割は「契機の場」とする。



#### コミュニケーション・オフィス機能

在宅就労がグループ単位で業務を推進するための就労スペースの確保運営管理機能

#### スキルアップ研修機能

高収入につながるためのスキル強化機能

#### 実務研修機能

研修成果を実務で評価する機能

#### 業務管理機能

在宅就労でなければ収入が得られない人のための支援機能

#### 事業運営管理機能

在宅就労のための環境整備や本事業の運営管理を行う機能

#### 新たな雇用先への転職

#### 独立創業

新たな支援メニュー等の検討

## 組織機能整理

実証実験から本格事業化へ

### 地域IT活用就労支援センターの機能

センターの詳細機能を整理すると次のとおり。

スキルアップ機能	実務研修機能	業務管理機能	事業運営管理機能
スキル研修情報提供	渉外活動	渉外活動	就労環境整備
スキル研修募集管理	業務分析	業務分析	サーバー環境整備
スキル研修(合同研修)	業務配分	業務情報提供	賃金等労務管理
スキル研修(e-ラーニング)	業務進捗管理	業務遂行者管理	就労健康管理
スキル認定管理	業務検収管理	業務進捗管理	福利厚生支援管理
<ul style="list-style-type: none"><li>●研修情報のデータベース化</li><li>●募集・受付・登録業務</li><li>●登録者のデータベース化</li><li>●受講準備作業</li><li>●e-ラーニングシステム管理</li><li>●合同研修管理業務</li><li>●スキル認定管理業務</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●営業・打合せ・契約</li><li>●業務分析</li><li>●研修生スキル別業務配分</li><li>●業務進捗管理業務</li><li>●業務検収管理業務</li><li>●最終スキル認定管理業務</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●営業・打合せ・契約</li><li>●業務分析</li><li>●業務情報のデータベース化</li><li>●業務遂行者管理業務</li><li>●業務進捗管理業務</li><li>●業務検収管理業務</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>●通信及び機器環境整備支援</li><li>●サーバー環境整備</li><li>●賃金計算等管理業務</li><li>●健康管理業務</li><li>●福利厚生情報提供業務</li><li>●子育て支援情報提供業務</li></ul>

# 平成15年度 事業概要

実証実験から本格事業化へ

## 本格事業化に向けた取り組み

本実証実験を本格的に事業化するためには、先に示した事業の方向性と平成14年度の成果並びに課題、事業採算性について検証を行うこととする。

### 平成14年度の成果

- 研修体制の実現性の確認
- 実務研修の実証
- 就労環境整備の手法の構築
- スキル評価の構築
- 営業手法の構築
- 業務管理手法の構築
- 賃金計算手法の構築
- 事業運営管理手法の構築

### 平成15年度の取り組み

- 業務範囲の拡充と研修メニューの充実
- 業務別賃金計算手法の確立
- 就労者のモチベーション向上手法の確立
- 就労時の健康管理手法の確立
- 子育て支援手法の確立
- 電子手続き手法の確立
- 福利厚生支援手法の確立
- 事業採算性の評価
- ワークシェアリング手法（社会システム）の提言

### 平成14年度の課題

- 既存市場での競合と優位性の確立
- 業務に併せた研修メニューの充実
- 業務別賃金計算手法の確立
- 就労者のモチベーションの向上
- 就労時の健康管理
- 子育て支援の必要性
- 各種手続きの簡素化
- 福利厚生の必要性
- 事業採算性に対する未評価

### 事業計画書並びに資金計画書の作成

**大阪市**

# 大阪市における平成14年度母子家庭等就業支援センター・モデル事業

2003/7/17

## 1 実施主体

大阪市、ただし母子寡婦福祉団体である社団法人大阪市母と子の共励会に事業委託

## 2 実施場所

母子福祉センター「大阪市立愛光会館」

## 3 事業内容

### 1 就業相談事業

#### (1) 実施方法

- ・ 母子家庭の母等の就業促進を図るため、個々の相談に応じ、職業能力の適性、職業訓練の必要性、就業への意欲形成、求人情報の提供など、適切なアドバイスを行う就業相談員を配置し、カウンセリングを実施する。
- ・ 就業相談の対象者は、母子福祉センター「愛光会館」において実施している就業支援講習会受講者中心に福祉事務所、健康福祉サービス課等において、母子福祉担当者、生活保護担当者等の一般相談では解決が困難な母子家庭の母等のケースについて、これらの関係機関から送付されるケース、また各区母と子の共励会母子寡婦福祉相談所からの紹介ケースである。
- ・ 就業相談員は、カウンセリングを通じ、本人の意思を尊重し作成した「自立支援計画票」に基づき、母子福祉センターで実施している就労支援講習会をはじめ特別相談事業、就労促進支援事業、介護人派遣事業、無料職業紹介所等を活用するほか、公共職業安定所等関係機関を積極的に利用し就労自立にむけ支援する。

- (2) 就業相談員 2名(嘱託) 1名は社会福祉主任用資格、介護支援専門員資格あり  
週延べ4日勤務 1名は社会保険労務士資格あり(公共職業安定所OB)

#### (3) 実施状況及び課題

- ・ 福祉分野と労働分野でそれぞれキャリアのある就業相談員の確保により、就業支援と生活支援の両方の相談業務が可能となった。
- ・ 地域で独自に開催される就職フェアの主催者側から、就職困難者である母子家庭の母の専門相談員としての参加要請を受け、地域に出向き相談に応じている。
- ・ 今後は、母子家庭の母等の就業相談の技術を研鑽するため、就業相談員に対する研修の充実を図るとともに、相談件数の増加状況に応じ相談員の増員が必要である。

## 2 就職準備・離転職等セミナー事業

### (1) セミナー名称 母子家庭就職セミナー

#### (2) セミナーの内容

- ・ 母子福祉団体、大阪府、堺市との共催及び本市単独開催。 土曜日等休日に開催。
- ・ ハローワーク、福祉人材センター等の協力により就職活動に役立つ情報を提供する。
- ・ 社会福祉法人の協力を得て、ホームヘルパー派遣事業の管理者等から事業主が求める

人材について最新情報を得る。

- ・就業支援講習会を受講し、就職した先輩の体験談を聞く。
- ・パソコンでの求人情報の検索体験を実施する。
- ・専門相談員による相談コーナーを設置し、就労を中心とした個別相談に応じる。
- ・母子家庭の母等がセミナー受講中、その児童を預かる託児サービスを実施する。

### (3) 実施状況及び課題

- ・大阪府、堺市合同で2回実施、本市で1回実施
  - 第1回はホームヘルパー養成講習会修了者を対象として福祉職場への就職活動について
  - 第2回は広く呼びかけ再就職情報について
  - 第3回は、就業支援講習会修了後に設定し、適職及び両立支援について
- ・今後、母子家庭の母の就業意欲を高めるより効果的なセミナーの検討が必要である。

## 3 高度職業能力開発講習会事業

### (1) 講習会 パソコン講習

### (2) 託児サービス

- ・母子福祉センター「大阪市立愛光会館」託児室において、講習会受講中の母子家庭の母等が扶養する児童(原則として乳幼児)を預かる。

### (3) 実施状況及び課題

- ・本市の広報誌及びホームページへの掲載、区役所窓口に募集ビラを配布し周知。
- ・受講申込者が受講定員を上回っているため、抽選により受講者を決定。(倍率約3倍)
- ・講習会では実務に役立つ知識としてのパソコン講習に重点を置いてきたが、就労にむけ即戦力として評価される資格取得を目標とした講習プログラムに変更する。

## 4 就職情報提供事業

### (1) 就業支援活動事業

- ・就業支援員には、母子福祉団体において、母子福祉施策及び就職支援活動に精通した者を配置し、社会福祉法人等に母子家庭の母等に対する理解と協力を求め求人開拓を行う。
- ・「大阪市母と子の共励会 介護・無料職業紹介所」として、母子家庭の母等からの求職票および社会福祉法人等からの求人票を求め、母子家庭の母等に職業を紹介し、特定求職者雇用開発助成金を積極的に活用し母等の就労先確保に努める。

(平成14年3月介護・福祉無料職業紹介所厚生労働大臣許可済)

### (2) 母子家庭等就業支援バンク事業

- ・介護・福祉無料職業紹介所が取り扱う職種については、同紹介所の業務手順により、求職情報と求人情報を管理し、求職登録者には定期的に求人情報を提供する。
- ・上記以外の職種については、就業相談や区役所生活保護担当や母子福祉担当等からの紹介も含め、求職のための登録を希望する申し出があった場合は、希望する雇用条件、資格等についての情報を登録する。登録者の希望する求人情報を得た場合は、登録者に情報提供

する。

- ・ 公共職業安定所から貸与されたパソコンを就労相談室に設置し、母子家庭の母等が自由に探索し求人情報を得る。

### (3) 実施状況および課題

#### ・平成14年度の事業実績

①求職相談者数	134人
②求職登録者数	88人
③求人件数	37件 求人数117人
④紹介者数	45人
⑤求人情報提供者延べ数	360人
⑥就職者数	39人

(紹介によるもの 29人 情報提供によるもの10人)

- ・ 無料職業紹介所の指定を受けていたが、職種が福祉分野に限定されるため、求職側、求人側双方のニーズに対応できないため、業務範囲の拡大を図る。

(平成15年5月に業務範囲を拡大済み、専門的・技術的職業、事務的職業、サービスの職業、販売の職業、生産工程・労務の職業)

- ・ 求人側の登録数の増加を図るため、ハローワークにおける就業支援方法に学び、就業支援員の活動を強化する。